十　承継した者の主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス
十一　承継した者（法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあっては、当該承継した者及び令附則第五項各号に掲げる者。次号並びに次項第四号、第五号及び第八号において同じ。）が外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日
十二　承継した者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容
十三　承継した者が法人であるときは、主要株主に関する次に掲げる事項
イ　商号、名称又は氏名
ロ　本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）
ハ　法人であるときは、代表者の氏名
十四　承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号
十五　承継した者が法附則第三条の三第七項に規定する行為に係る業務を行う場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項
イ　商号又は名称
ロ　資本金の額又は出資の総額
ハ　役員の氏名又は名称
ニ　重要な使用人があるときは、その者の氏名
ホ　主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
ヘ　当該外国投資運用業者（法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあっては、当該外国投資運用業者及び令附則第五項各号に掲げる者。ト並びに次項第十一号ニ、ホ及びトにおいて同じ。）が外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日
ト　当該外国投資運用業者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容
チ　主要株主に関する次に掲げる事項
(1)　商号、名称又は氏名
(2)　本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）
(3)　法人であるときは、代表者の氏名

2　前項の届出書には、次に掲げる書類（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあっては、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる書類を除く。）を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
一　承継した者が外国の法令の規定により、当該外国において投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていることを証する書面
二　承継した者が前号の外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業の概要（次に掲げる事項その他の事項について、当該外国の法令その他の規則による制限がある場合にあっては、当該制限の内容及び根拠を含む。）を記載した書面
イ　投資の対象とする資産の種類並びにその保有額及び保有割合
ロ　運用を行う金銭その他の財産の総額
ハ　顧客の属性